

平成 2 3 年第 5 回
上小阿仁村議会臨時会
会 議 録

平成 2 3 年 7 月 2 8 日 (開会)

平成 2 3 年 7 月 2 8 日 (閉会)

平成 23 年第 5 回上小阿仁村議会臨時会会議録

○招集（開会）年月日 平成 23 年 7 月 28 日

○招 集 場 所 上小阿仁村議会議場

○開議年月日（時間） 平成 23 年 7 月 28 日（13 時 30 分）

○出席議員

1 番	小 林 信 君	2 番	長 井 直 人 君
3 番	齊 藤 鉄 子 君	4 番	佐 藤 真 二 君
5 番	萩 野 芳 紀 君	6 番	北 林 義 高 君
7 番	伊 藤 敏 夫 君	8 番	武 石 善 治 君

○欠 席 議 員 な し

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村 長	中 田 吉 穂
副 村 長	加 賀 谷 敏 明
総 務 課 長	萩 野 謙 一
住 民 福 祉 課 長	小 林 悦 次
産 業 課 長	中 嶋 辰 雄
建 設 課 長	小 林 隆
特別養護老人ホーム施設長	鈴 木 壽 美 子
主 幹 兼 診 療 所 事 務 長	鈴 木 義 廣
代 表 監 査 委 員	齊 藤 登
教 育 長	出 川 幸 三
教育委員会主幹兼事務局長	田 中 文 隆

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊 藤 秀 明
議会書記	小 林 京 子

○村長提出議案の題目 別紙のとおり

説明員の通告

○議長（武石善治） 説明員の通告がありますので報告いたします。

副村長、加賀谷敏明君。総務課長、萩野謙一君。住民福祉課長、小林悦次君。産業課長、中嶋辰雄君。建設課長、小林隆君。特別養護老人ホーム施設長、鈴木壽美子君。主幹兼診療所事務長、鈴木義廣君。代表監査委員、齊藤登君。教育長、出川幸三君。教育委員会主幹兼事務局長、田中文隆君。

日程第3 議案第1号 上程・採決

○議長（武石善治） 日程第3 議案第1号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（萩野謙一） 予算関係議案をお願いいたします。1ページ目をお願いいたします。議案第1号 平成23年度 上小阿仁村一般会計補正予算（第4号）補正の内容といたしましては、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,819万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億270万6千円とするというものでございます。8ページをお開き願います。歳出でございます。2款1項5目、財産管理費3,967万6千円の減額でございます。15節工事請負費4千万円の減額、防災行政無線改修工事。これは午前中の全協でご協議いただきましたとおり、今年度減額いたしまして新たな工法を検討したいとうことでございます。18節備品購入費、32万4千円の追加。製氷機26万6千円、冷凍庫5万8千円でございます。食堂の向いの食生活改善実習室に配置するものでございます。製氷機につきましては、以前あった物が使えなくなって以降購入しておりませんでした。また、冷凍庫につきましては製氷機の氷を保存するものでございます。このような暑さの中で、熱中症等がありましても村の施設で氷を保存しているところが無いということで、購入をお願いするものでございます。10目コミュニティセンター管理費28万9千円の追加。コミュニティセンター塩素注入機取替工事でございます。これにつきましては山ふじ温泉の塩素注入機の更新でございます。12目情報通信施設管理費、これについては財源更正でございます。このあと歳入で説明いたしますけれど地デジ難視聴対策に伴う収入を3万円見込んでおります。その分を特定財源とすることに伴うものでございます。6款2項6目林道維持費、112万7千円の追加でございます。これにつきましてはグレーダーを借り上げまして、林道整備をすることによる関連経費でございます。7節賃金、これはグレーダーの運転賃金でございます。次のページでございますが、燃料費20万9千円。これは、グレーダーの軽油代でございます。14節使用料及び賃借料、機械借上料66万2千円。これはグレーダーのリース料でございます。14款1項1目予備費6万2

千円の追加でございます。これにつきましては財源調整でございます。

続きまして7ページをお願いいたします。歳入でございます。15款1項1目、財産貸付収入3万円の追加でございます。この後、議案第2号で条例の制定をいたしますけれど、その条例の制定に伴う、八木沢集落など17世帯からの地デジ難視聴対策に係る光ファイバ使用料でございます。17款2項1目、財産調整基金繰入金177万2千円の追加でございます。補正財源としての財政調整基金からの繰入でございます。20款1項2項、過疎対策事業債4千万円の減額。先程歳出で説明しました、防災行政無線改修工事の財源でありまして過疎債の減額でございます。以上でございます。

議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第1号 平成23年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第2号 上程・採決

議長（武石善治） 日程第4 議案第2号 上小阿仁村光ファイバケーブルの使用に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（萩野謙一） 提出議案の方ご覧いただきたいと思います。1ページでございます。議案第2号 上小阿仁村光ファイバケーブルの使用に関する条例の制定についてでございます。提案理由といたしましては、地上デジタル放送難視聴解消対策として、村の光ファイバケーブルに接続する利用者から使用料を徴収する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。上小阿仁村光ファイバケーブルの使用に関する条例でございます。主な条項のみ説明させていただきます。

第1条 趣旨、これにつきましては、村が保有する地域情報通信基盤整備推

進交付金事業で設置した光ファイバのうち、地上デジタル放送用ファイバの使用に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条 定義ではそれぞれ用語の定義をいたしております。

第3条、第4条につきましては使用の相手方でございます。色々記載されておりますけれど、現在予定されているものとしたしましては、八木沢、中茂、不動羅、梨ノ木岱地区、17世帯が予定されております。次のページでございます。

第6条 使用料、村長は別表に定める使用料を毎年度当初に1年度分を徴収するものとするということでございまして、次のページにありますけれども、1世帯2,700円の年額使用料を徴収するというものでございます。第2項、使用期間が1年未満である場合は月割りをもって計算し、使用期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。この場合において、使用料の額に1円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものでございます。今年の場合は8月1日施行を予定しております。この条項を適用いたしまして、年度末、来年3月まで、8ヶ月間の月割りをもって徴収していただくということになります。

第7条 貸付期間は10年間とするものでございます。

第8条、第9条、第10条につきましては、これの使用者の手続関係、それを受けまして村の実施すべきことを規定しているものでございます。

第11条 この条項に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定めるということでございます。附則といたしまして、施行は23年8月1日からでございます。次のページをご覧くださいと思います。

別表でございますが、地上デジタル放送用光ファイバ使用料年額2,700円。これは1世帯あたりの使用料でございます。次のページ以降、必要な様式を定めたものでございます。以上でございます。

○議長（武石善治） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第2号 上小阿仁村光ファイバケーブルの使用に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案どおり決してこれにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武石善治） 異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決さ

れました。

閉 会

○議長（武石善治） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、平成 23 年第 5 回上小阿仁村議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

13 時 44 分 閉会

上記、会議経過は、議会事務局長伊藤秀明の記載したものであるが、その内容に相違なき事を証明するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____